

県立図書館運営方針 平成 5 年 3 月策定(15 年 3 月改定)

※図書館法第 7 条の 2 ※図書館協議会答申

- ①基本的な性格
- ②基本的な機能：生涯情報学習センター、総合的な情報センター、県内公立公共図書館のセンター、地域の社会・文化センター

社会情勢の変化を踏まえた新しい図書館像を求めて

県立図書館の将来のあり方について

平成 27 年 3 月策定(図書館協議会報告)

県民のあらゆる活動を支え、地域の課題解決に貢献する知の拠点

- ①県内図書館の中核的役割の発揮、②県民ニーズ実現のための積極的支援、③県民本位の利用しやすい図書館づくり

さらなる活性化を図るために新たな付加価値を創造

県立図書館活性化基本計画

平成 28 年 3 月策定(活性化検討委員会)

基本コンセプト：県民が集い・学ぶ本のまち

ときめく・たよれる・つながる・ひろがる図書館

新計画

1 計画の性格

- ① 「県立図書館運営方針」を踏まえ、「県立図書館の将来のあり方」及び「県立図書館活性化基本計画」を総括し、一体的に「新計画」として策定するもの
- ② 図書館法第 7 条の 2 に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に規定される「基本的運営方針」であり、また、中期的な「事業計画」の性格を持つもの
- ③ 「第 6 次県教育振興計画」、「第 3 次県子ども読書活動推進計画」及び「第 4 次県総合発展計画」に掲げる施策展開に準拠するもの

2 計画の期間

第 6 次県教育振興計画の期間を勘案し、4 年程度(令和 4 年度～ 7 年度)

第 6 次山形県教育振興計画 平成 27 年 5 月策定 ※後期計画 (令和 2 年度～ 6 年度)

基本目標「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」

関係施策：「豊かな心の育成」、「自己実現を図るための勤労観・職業観の育成」、「郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進」

第 3 次山形県子ども読書活動推進計画 平成 29 年 3 月策定

基本方針：①家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進、②子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実、③子どもの読書活動に関する理解と意義の普及

第 4 次山形県総合発展計画 令和 2 年 3 月策定 (令和 2 年度から概ね 10 年間)

基本目標「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」

(基本目標の考え方)県民一人ひとりの希望を実現して、真の豊かさ、生きがい・幸せを実感でき、持続的に発展する”新しいやまがた”の創造
関係政策：生涯を通じた多様な学びの機会の充実